

平成 22・23 年度 北臨技会長選挙 公示

平成 22・23 年度 会長の立候補及び 選挙期日等について

「選挙規程」第 14 条により、下記の通り決定しましたので公示いたします。

1. 選挙すべき役職 会長 1 名
2. 立候補受付期間 平成 21 年 8 月 25 日(火)から
平成 21 年 9 月 8 日(火)17 時必着
3. 選挙人 正会員
4. 投票開始日 平成 21 年 10 月 29 日(木)
5. 投票受付期間 平成 21 年 10 月 29 日(木)から
平成 21 年 11 月 12 日(木)17 時必着
6. 開票日 平成 21 年 11 月 13 日(金)

注 1)「会長」は直接選挙により選出します。

2)立候補届出用紙等の必要書類は、当会事務所に用意いたします。

注 3)立候補の届出は第 6 号様式により、社団法人北海道臨床衛生検査技師会選挙管理委員会宛とし、「立候補届出書在中」と明記してください。

※立候補要件：正会員として継続 10 年以上在籍であり、北臨技理事経験者であること（選挙規程第 10 条より）

平成 22・23 年度 会長選挙に当たっての 選挙人名簿登録日等の決定について

下記の通り決定しましたので公示いたします。

1. 選挙人名簿登録基準日 平成 21 年 8 月 1 日(土)
2. 選挙人名簿登録日 平成 21 年 8 月 1 日(土)
3. 選挙人名簿閲覧期間 平成 21 年 8 月 10 日(月)から
平成 21 年 8 月 24 日(月)まで

注「選挙人名簿」への登録は、平成 21 年 8 月 1 日までに当会に平成 21 年度会費納入を完了した会員とします。

第 154 回北臨技講習会の案内 「知っておきたい！慢性腎臓病と尿検査」

形態部門長 田中浩樹

第 154 回は一般検査の講習会です。テーマは、『新たな国民病』といわれている慢性腎臓病(以下CKD)です。日本におけるCKD患者数は1300万人、治療が必要な患者においては600万人規模といわれ、重症になるまで自覚症状に乏しく早期診断が重要です。尿検査は早期診断、治療に貢献できる検査法です。今回は基調講演として専門医にCKDの臨床を、機器試薬開発メーカーには改良された尿蛋白定量検査法およびCKDの診断に役立つ尿検査を、技師サイドからはCKDと尿沈渣検査について見落としはいけない所見を中心に講義をいただきます。CKDの理解をより深め、より価値のある検査結果を提供できる技を身につけましょう。

日 時：平成 21 年 9 月 12 日 (土) 13:00~

会 場：札幌市教育文化会館

受講料：3,000 円

※ 案内は今月同封

日臨技輸血研修会終了報告

北臨技副会長 高橋智哉

日臨技移植検査部門輸血検査研修会を7月18日~20日に受講者65名で市立札幌病院および札幌医大で行い、無事終了いたしました。

この研修会テーマ「輸血療法と臨床支援を考える」の通り今回は「考える」ことを中心に行い、一日目の講義では輸血検査の考え方から始まり、北大病院橋野 聡先生による「輸血の回避」に至るまで考えていただきました。二日目の実技実習では試料数を減らしグループディスカッションを交えながら進行し、実務委員はアドバイス役に徹するなど日臨技輸血研修会では初めての試みを実施いたしました。特に輸血検査の基礎となる「凝集の見方」では受講者、実務委員共に熱く語り合い、改めて「凝集の見方」が難しい作業であることが認識されました。三日目の講義では実習結果から悪い検査結果レポートを各班より提出していただくことにより、医師に理解し易いレポートの書き方を考え学び、最後に須磨先生による医師(全ての人に共通しますが)へ好印象与える話し方を講義していただき、大笑いのなか三日間の研修を終えることができました。

研修会アンケートを見たところ、ほとんどの受講生が満足して帰られたことを知り、実務委員一同また北臨技として大成功と感じました。

プロモーションコードとは？

「医療用医薬品プロモーションコード」は、「製薬企業は、医薬品が何のものにも代えがたい人間の生命に深いかかわりを持つという本質の故に、常に『生命の尊厳』を第一義とし、科学に対する謙虚さを持って自らを厳しく律し、社会の信頼に応えなければならない」という「製薬企業倫理綱領」の基本理念の実践が製薬企業の社会的責務であり産業の尊厳性を高めるという認識に立って制定されたものです。

我々医療用医薬品を使用する臨床検査技師も社会の疑惑や不信感を招かないためにも、「医療用医薬品プロモーションコード」を理解していく必要があります。各施設の管理者のみならず、臨床検査技師一人ひとりが適正な運用を目指すためにも、今後北臨技ニュースなどを通じて広報していきますので、参考にしてください。

1. 公正競争規約：「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」に基づき、不当な景品類の提供を制限することにより不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争秩序を確保することを目的とする。
2. 景品類：「製薬企業及び営業業務受託機関等」が相手方に提供するもので、次の要件をすべて満たすものをいう。
 - ①「顧客を誘引するための手段として」提供するもの
 - ②「当該企業が供給する医療用医薬品の取引に付随して」提供するもの
 - ③「物品、金銭その他の経済上の利益」の提供
3. 経済上の利益：「物品及び土地、建物その他の工作物」「金銭、金券、預金証書、当選金附証券及び公社債、株券、商品券、その他の有価証券」「饗応(映画、演劇、スポーツ、旅行、その他の催物等への招待または優待を含む)」「便益、労務その他の役務」

◆求人情報

～詳細は北臨技事務所にお問合せください～

- 1) 滝川市 病院 正職員 細胞検査士有資格又は取得希望者 応募 8/13迄
- 2) 旭川市 大学病院 フルタイム非常勤 病理検査 10/1~
- 3) 札幌市 大学病院 6時間パート 病理検査
- 4) 札幌市南区 病院 フルタイム非常勤 検体・生理検査